

新入社員教育の時期です

4月は多くの新入社員が入社する月です。加えて異動もあるため、できるだけ早い段階で工場の全体ルールを周知させるために教育を実施していきたいものです。もし適切な教育が実施されないと従業員の不適切な行動により食品事故に繋がる危険性があります。

弊社食品安全コンサルタントが様々な工場を訪問する中で、今回は新入社員教育についてよくお問い合わせ頂く持ち込み禁止物管理とローラー掛けについてのお話です。

①工場内への持ち込み禁止物の周知

某食品工場ではパートの方がつけていた付け爪がとれて商品内に入ってしまい、お客様がつけ爪を発見し大問題になりました。手袋を脱いだ際に付けていた爪が取れて商品に落下したことが原因でした。この様に毎年つけ爪や絆創膏、装飾品などの混入事例は発生しています。

装飾品を付けたまま作業をすると混入確率が高くなるため、工場内の持ち込み品のルールを明確にし、それを周知させることが重要です(図1)。日頃お客様に工場に伺うと持ち込み可能品を定め、それ以外の物品持ち込みを一律禁止にしている方が想定外の物品の持ち込みがなく、適切に運営できています。



図1：一般財団法人食品産業センターHACCP 関連データベースより引用

②更衣とローラー掛けの徹底

毛髪の混入も食品事故の中では多く見られます。様々な対策がありますが、最も効果のある対策は適切な作業着の着用とローラー掛けの正しい実施です。特にローラー掛けはベテラン従業員でも自己流になり正しくできていない場合があります。また、ローラー掛けは全身くまなくかけて漏れないようにすることが重要ですが、日ごろお客様の工場内に伺いやり方を拝見すると肘から先の部分が足りていないと感じる場面が見受けられます。

正しいローラー掛けの方法や実施時間を設定し(図2)、誰がやっても同じレベルで行えるようルールの策定が必要です。

また、新入社員にとってローラー掛けはすぐには習得できないものです。教育指導は1回で終らせず、繰り返し行いましょう。



図2：非接触でカウントダウンが始まるタイマー。30-90秒でセットしている会社が多い。

Topic 今回のピックアップ 「くるみ」のアレルギー表示が義務になりました

2023年3月、消費者庁より食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公表され、食物アレルギーの義務表示対象品目に「くるみ」が追加されました。これにより、食物アレルギーの義務表示対象品目(特定原材料)は、「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)」の8品目になりました。「くるみ」を含む食品のアレルギー表示は、2025年3月31日までが猶予期間とされていますが、特定原材料は重篤な健康危害を発生するものなので、原材料にくるみを使用している製品については、速やかに表示することが望まれます。また、今回を機に使用原材料の内容確認や、交差接触を防止するための洗浄や保管方法など、現行の実施状況に問題がないか改めて確認しましょう。

「特定原材料」8品目



消費者庁「事業者向けパンフレット「食物アレルギーのお客様との会話で困った経験ありませんか(令和5年3月)」」より引用